

苫小牧市民活動センター条例の一部改正について
市民からの意見を募集します

1 苫小牧市民活動センター条例の一部改正の目的

苫小牧市民活動センターは、社会福祉活動、男女平等参画推進活動等の促進などを目的として、平成6年10月の開設以来、多くの市民にご利用いただいております。

今般、当センターの会議室の仕様変更及び設備・備品等の新設、更新等に伴い、使用料の変更又は設定するため、条例の一部改正を行います。

なお、条例の施行は、令和4年4月1日を予定しています。

2 施設概要

- (1) 名称 苫小牧市民活動センター
- (2) 住所 苫小牧市若草町3丁目3番8号
- (3) 建設年 平成6年
- (4) 延床面積 4,500 m²

3 予定している条例の一部改正内容

- (1) 研修室Aの面積変更（70 m²→44 m²）に伴う使用料の変更並びに研修室D（88 m²）の削除

施設	時間区分			1日
	午前	午後	夜間	
研修室A	450円	500円	550円	1,270円

- (2) 設備・備品等の更新等に伴う使用料の設定

設備、備品等	単位	使用料 (時間区分ごと)	備考
DVDプレーヤー	1台	500円	新設
ポータブルマイク	1式	500円	新設
プロジェクター	1台	500円	オーバーヘッドプロジェクターを更新
カセットテープレコーダー	1台	200円	削除